

「過重労働解消キャンペーン」の概要

- 1 労使の主体的な取組を促します
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- 3 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します
- 4 過重労働相談受付集中期間に「過重労働解消相談ダイヤル」等を実施します
過重労働解消相談ダイヤル(無料)
実施日時 令和6年11月2日(土)9時~17時
電話番号 0120-794-713
- 5 キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します
- 6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します。

- 1 労使の主体的な取組を促します
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- 3 長時間労働が行われている事業場等に対する重点監督を実施します
- 4 労働相談を実施します
- 5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

「過重労働防止対策推進シンポジウム」を開催します

11月1日より、過重労働防止対策推進期間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

受付日時 令和6年11月2日(土) 9:00-17:00
電話番号 0120-794-713

受付日時 令和6年11月2日(土) 9:00-17:00
電話番号 0120-811-610

厚生労働省 東京都府労働局 労働基準監督署

詳細はこちらのQRコードからご確認願います



令和7年1月1日~ 労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

令和7年1月1日から労働安全衛生関係の一部の手續について、電子申請が原則義務化されます(リーフレット 参照)。

なお、労働者死傷病報告については、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として報告事項が改正され、かつ、電子申請が原則義務化されます(リーフレット 参照)。

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用ください(リーフレット 参照)。

電子申請の義務化の詳細及び各リーフレットはこちらのQRコードからご確認願います。



事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総合安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康診断結果報告

義務化されるもの以外にも、見落し/届所変更等の変更・移動・変更届(労働安全衛生法第88条に基づく届出)特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/saishin/kyougi/kyougi/kyougi.html)特定元方事業者の事業開始報告など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請のご利用は、こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただく、労働基準監督署へ来寄せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

厚生労働省 労働基準局 広報課 広報課 広報課
厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

リーフレット

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化*されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生法第97条)

今後、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 掲載順として、①②③④⑤の順で、電子申請時入力支援サービスに反映いたします。

主な改正内容

- 1 事業の種類 日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。(例)製造業、食品品製造業、食品品製造業(食品品製造業を除く) 業種別報告書
- 2 被災者の職種 日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。(例)製造業、食品品製造業、加工製造業(食品品製造業を除く) 業種別報告書
- 3 傷病名及び傷病部位 該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。(例)製造業、食品品製造業、加工製造業(食品品製造業を除く) 業種別報告書
- 4 災害発生状況及び原因 5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- 5 国籍・地域及び在留資格 該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請義務化に伴う取組の留意点についてはこちらをご覧ください。イテラティブな報告書の提出も可能となります。また、報告書の提出が完了した時点で、報告書の提出状況を確認することができます。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

リーフレット

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作業を支援します。届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイドラインに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

令和7年1月1日より、以下の帳票の電子申請が義務化されます。これらの帳票に、入力支援サービスをご活用ください。

- 総合安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任届書
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康診断結果報告書

スマートフォンからの電子申請も可能です。入力支援サービスを通じて電子申請はこちらから厚生労働省ポータルサイトにアクセスしてください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

リーフレット

発行：大河原労働基準監督署(TEL:0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25
労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。